

燕市法令遵守審査会について

1. 委員

- ① 審査会の委員は、弁護士その他法令に関し専門的な知識を有する者の中から市長が委嘱します。
- ② 3人をもって組織する。
- ③ 任期は、2年とする。

2. 委員長

- ① 審査会に委員長1人を置く。
- ② 委員長は、委員の互選により選任する。
- ③ 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3. 審査会

- ① 公益通報及び不当要求行為等に関する調査及び審査を行う。
- ② 審査会の会議は、非公開とする。ただし、必要と認める場合は、公開することができる。
- ③ 秘守義務あり

4. 会議

- ① 委員長が招集し、議長となる。
- ② 委員全員が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。

5. 庶務

審査会の庶務は、総務部総務課において処理する。